

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2014

月刊

中小企業レポート

5

No.450

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

長野県中小企業振興条例を公布・施行



今、あなたに「ベスト」な1枚。

J-BEST

けんしんカードローン「J-ベスト」
KENSHIN CARD LOAN

「ベスト」なご融資利率

ご融資利率は、保証会社の審査により、「JI」または「JII」のいずれかとなります。

JI 年 **7.5%** [保証料込]

JII 年 **12.5%** [保証料込]

「ベスト」なご融資限度額

ご融資限度額は選べる2種類

50万円 100万円

※保証会社の審査により、ご融資限度額がご希望に添えない場合がございます。

- ATMで、お手軽にご利用いただけます。
- お使いみちはご自由です。担保、保証人も不要です。

※ご融資利率は、平成25年9月10日現在。金融情勢により変更となる場合があります。
※審査の結果、ご融資できない場合がございます。
※当座貸越契約書印紙代200円が初回ご利用時のみ必要となります。
※詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



長野県信用組合 **けんしん**

[ホームページ] <http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2014

5

No.450

2 特集
長野県中小企業振興条例を公布・施行

12 好機逸すべからず
～採択企業の取り組み事例紹介～
中野スタンピング株式会社（中野市）
株式会社サーキットデザイン（安曇野市）

14 信州の里山紹介
飯田市 風越山

16 組合事業紹介
上田卸商業協同組合



《風越山：飯田市》

風越山は飯田市の北西にあり、近隣の小中学校の遠足や市民の登山マラソン、初詣や、平日でも多くの市民が訪れる山ですが日本の百名山・信州の百名山にも選ばれています。

鳥居や随神門をもつ室町時代の建造物で、国の重要文化財に指定されている白山神社奥宮本殿や、日本の名水百選にも選ばれた猿蔵の泉、県の天然記念物に指定されているベニマンサクの自生地など年間を通して楽しめる山です。

(写真提供：飯田観光協会)

長野県中小企業振興条例が公布・施行されました

特集

長野県中小企業振興条例案が3月14日に長野県議会2月定例会で可決され、3月20日、同条例が公布・施行されました。



しあわせ信州

長野県中小企業振興条例について

1 制定の背景

(現状)

- 中小企業は県内企業の99%を占め、県内経済や地域社会に重要な役割を果たしている。
- 社会経済情勢の変化等（少子高齢化、人口減少、アジア新興国の台頭など）
- 経営環境は厳しさを増し、中小企業の振興は重要な政策課題となっている。

(全国の動き)

- 中小企業振興の機運が高まっている。
- 「中小企業憲章」の閣議決定（H22.6月）
- 29道府県で中小企業の振興に関する条例を制定済み（H25.4.1現在）

(県内の動き)

- 経済団体から中小企業の振興に関する条例の制定を求める要望
- 県議会でも同趣旨の質問等

2 目的

- 中小企業振興に関し、
- 基本理念を定める
- 県の責務等を明らかにする
- 施策の基本事項を定める

総合的な
中小企業の振興
を図る

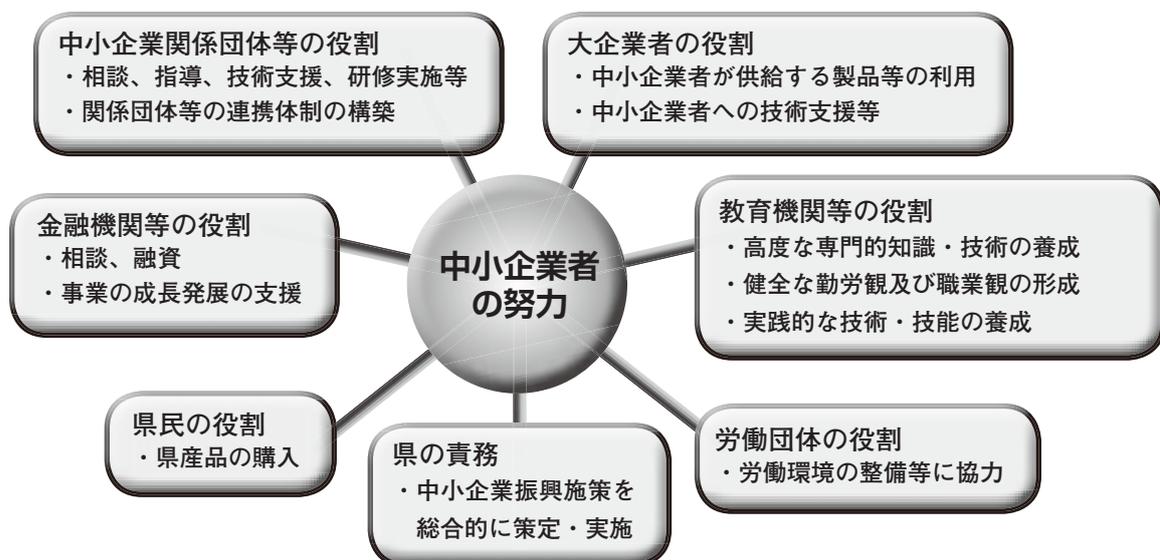
- 地域経済の活性化
- 地域社会の持続的発展に資する

3 基本理念

中小企業の振興は、以下に留意して行われなければならない。

- (1) 中小企業者が自主的に経営革新等による経営の向上・改善に取り組むとともに、県産品の積極的な利用が図られること。
- (2) 創業、次世代産業の創出・集積等により、産業イノベーションの創出が促進されること。
- (3) 地域に根差した産業（商業・サービス業、建設産業、地場産業）や、地域資源を活用した産業（観光産業、農林水産業）が発展すること。
- (4) 小規模企業者の自助努力を基本としつつ、その経営資源の確保に配慮し、その経営規模や形態等に応じその活力が最大限に発揮されること。
- (5) 年齢、性別、国籍及び障害の有無にかかわらず就業希望者に雇用の機会が確保され、中小企業における労働環境が整備され、人材の育成・確保が図られること。
- (6) 県、国、市町村、中小企業者、関係団体等が相互に連携するとともに、県民が協力すること。

4 関係者の役割 中小企業者の自助努力を基本とし、関係者が連携・協力して中小企業者を支援



5 県の基本的施策

施策の目的（基本理念に対応）	内容
(1) 中小企業者の経営の向上・改善等	受注機会増大、県産品購入、販路拡大、融資・相談、事業継続
(2) 創業、次世代産業の創出と集積等	創業、次世代産業創出の促進、企業の立地・定着の促進
(3) 地域に根差した産業の振興等	商業・サービス業、地場産業、建設・観光・農林水産業の振興
(4) 小規模企業者の事業の振興	小規模企業者の事業の振興
(5) 雇用の機会の確保等	雇用機会確保、人材育成・確保、後継者育成・確保
(6) 産学官連携等の推進等	産学官等連携、市町村連携、広報、調査研究、税財政措置、公表等

6 条例の特色

(1) 中小企業者の受注機会の増大	県による中小企業者への優先発注
(2) 県産品の購入を促進	中小企業者、県民による購入促進、県による優先発注
(3) 後継者の育成・確保を支援	円滑な事業承継を支援
(4) 事業継続の支援	事業継続計画（BCP）の策定支援【全国で他に1県のみ】
(5) 小規模企業者への配慮	小規模企業者を重点支援
(6) 雇用面への配慮	労働団体や労働者の役割を規定
(7) 立地企業の定着促進	立地後のアフターケアなど
(8) 本県産業の特色を反映	産業イノベーションの創出【全国初】、次世代産業の創出 商業・サービス業、地場産業、観光、農林水産業等の振興
(9) 中小企業関係団体への加入促進	中小企業者と大企業者の団体加入を促進

7 条例制定により期待される効果

中小企業者の自主的な経営努力や新たな事業への挑戦が促進される。

県により中小企業の振興に関する施策が総合的に策定・実施される。

中小企業者の支援に向けた各関係者の連携・協力が促進される。

中小企業の発展

長野県中小企業振興条例

(平成26年3月20日長野県条例第15号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第11条）

第2章 基本的施策

第1節 中小企業者の経営の向上及び改善等（第12条－第15条）

第2節 創業並びに次世代産業の創出及び集積等（第16条－第18条）

第3節 地域に根差した産業の振興等（第19条－第21条）

第4節 小規模企業者の事業の振興（第22条）

第5節 雇用の機会の確保等（第23条－第25条）

第6節 産学官連携等の推進等（第26条－第31条）

附則

長野県の中小企業は、産業発展の原動力であり、地域社会を担う重要な存在である。

長野県は、美しい自然環境、豊かな農林水産物、先人の努力の賜物である健康長寿、勤勉で教育を重んじる県民性等に恵まれている。長野県の産業は、こうした強みを生かしてこれまで大きな発展を遂げてきており、今後も次世代産業の創出等を通じて一層飛躍していく可能性を秘めている。長野県の産業は、その基幹産業が明治期の製糸工業から戦後の精密機械工業、それから加工組立型産業へと変遷するなど、巧みにその構造の転換を図りつつ発展してきており、近年は、自動車産業の電装化分野へと展開している。そして、地域に根差した様々な産業の発展により、地域の雇用が生まれ、地域経済が支えられ、地域の伝統技能が継承され、地域の人々の暮らしが守られている。こうした産業の発展とそれによる地域社会の安定に大きく貢献しているのは、進取の気性に富み、旺盛な企業家精神に溢れる中小企業者である。

現在、大きな社会経済情勢の変化の中で、中小企業者は、時代の変化にしなやかに対応し、新たな分野への進出等に果敢に挑戦し、産業イノベーションを巻き起こすことが期待されている。さらに、志の高い起業家が、その創意工夫と努力により事業を開拓したり、県民等の多様な主体と協働して地域社会の課題解決を図る新しい事業の形が生まれることも期待される。

こうした中小企業者が挑戦し、中小企業が発展していく物語は、未来を担う子どもたちに夢や希望を与えるに違いない。そして、その発展の先には、年齢、性別、国籍及び障害の有無にかかわらず、県民一人一人がそれぞれの能力を発揮して、生き生きと働き続けることができる社会が期待できる。

そのためには、中小企業者の自主的な経営努力に加え、県民の理解と協力の下、県、国、市町村と関係団体等が連携して、中小企業者の挑戦を応援していくことが必要である。

ここに、中小企業者が未来への希望を持ち、新たな挑戦を行うことにより、一層発展することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的な中小企業の振興を図り、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に事務所又は事業所(次号において「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体等 一般社団法人長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、商工会議所、長野県商工会連合会、商工会、商店街振興組合その他の中小企業関係団体並びに公益財団法人長野県中小企業振興センター及び公益財団法人長野県テクノ財団をいう。
- (4) 大企業者 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者以外の事業者(金融機関等を除く。)をいう。
- (5) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、公共職業能力開発施設及び研究機関をいう。

- (6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び長野県信用保証協会をいう。
- (7) 労働団体 労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。
- (8) 関係団体等 第3号から前号までに掲げる団体等をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が自主的に経営革新等による経営の向上及び改善に取り組むことが促進されるようにするとともに、県産品の利用が地域の経済循環を創出し、中小企業の発展に資することに鑑み、その積極的な利用が図られるようにすることを旨として行われなければならない。

2 中小企業の振興は、創業並びに次世代産業の創出及び集積が行われることなどにより産業イノベーションの創出（新たな製品又はサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。次条第1項において同じ。）が促進されることにより、行われなければならない。

3 中小企業の振興は、地域に根差した、又は地域資源を活用した産業が発展することを旨として、行われなければならない。

4 中小企業の振興は、小規模企業者が地域経済の安定、次世代産業の創出等に重要な役割を果たしていることに鑑み、その自助努力を基本としつつ、その経営資源が確保されることに配慮し、その経営の規模及び形態等に応じその活力が最大限に発揮されることに留意して行われなければならない。

5 中小企業の振興に関する施策は、年齢、性別、国籍及び障害の有無にかかわらず就業を希望する者に雇用の機会が確保され、並びに中小企業における労働環境が整備されるとともに、中小企業を担う人材の育成及び確保が図られることに留意して、行われなければならない。

6 中小企業の振興に関する施策は、県、国、市町村、中小企業者及び関係団体等が相互に連携するとともに、県民が協力することにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、特に産業イノベーションの創出が図られることに留意して、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、中小企業者及び中小企業関係団体等の意見を反映するよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的に経営革新等による経営の向上及び改善を図るとともに、地域貢献活動の実施に努めなければならない。

2 中小企業者は、自らの特長を知り、相互に、又は関係団体等と連携し、その経営能力並びに製品及びサービスの開発能力を高め、新たな事業分野への進出を図るよう努めなければならない。

3 中小企業者は、労働者の積極的な雇用及び育成並びにその労働環境の整備に努めなければならない。

4 中小企業者は、その経営能力の向上等を図るため、中小企業関係団体へ積極的に加入するよう努めなければならない。

5 中小企業者は、その事業活動において原材料及び物品を調達する場合には、県産品を購入するよう努めなければならない。

(中小企業関係団体等の役割)

第6条 中小企業関係団体等は、中小企業者の経営能力の向上並びにその製品及びサービスの開発能力の向上に資するため、特に小規模企業者に配慮して、相談、指導、技術支援、研修等を行うとともに、関係団体等が連携する体制を構築する役割を果たすよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、その事業活動と中小企業者の事業活動とが相互に依存している関係にあること及びその業種を問わず中小企業者の経営に大きな影響力を持つことに鑑み、中小企業関係団体への加入等を通じて中小企業者との意思疎通を図りつつ、中小企業者が供給する原材料、製品及びサービスの利用並びに中小企業者への技術支援等を行う役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 大学及び研究機関は、中小企業者と連携して研究開発を行うとともに、既に大学を卒業した者も対象とした高度な専門的知識及び技術を養成するための教育を行う役割を果たすよう努めるものとする。

2 学校及び公共職業能力開発施設は、児童、生徒、学生等の健全な勤労観及び職業観を形成するための教育等を行う役割を果たすよう努めるものとする。

3 職業教育を行う学校及び公共職業能力開発施設は、技術及び技能を養成するための実践的で充実した教育等を行う役割を果たすよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第9条 金融機関等は、相談、融資等を通じて中小企業者の経営の向上及び改善並びにその事業の成長発展を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

(労働団体等の役割)

第10条 労働団体は、労働者の一層の勤労意欲の向上等を通じて中小企業の発展を図るため、中小企業者が行う労働環境の整備等に協力する役割を果たすよう努めるものとする。

2 中小企業の労働者は、中小企業が重要な存在であることを理解し、その就業する中小企業の将来をその経営者とともに考え、当該中小企業における自らの役割を自覚し、自らの能力の向上を図ることを通じて、中小企業の発展に寄与する役割を果たすよう努めるものとする。

(県民の役割)

第11条 県民は、県産品の利用等が中小企業の発展に資することを理解し、その積極的な購入等を行うことによりその発展に寄与する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 中小企業者の経営の向上及び改善等

(受注機会の増大及び県産品の積極的な購入)

第12条 県は、工事の発注並びに物品及びサービスの調達に当たっては、中小企業者の受注の機会が増大するよう配慮するとともに、県産品の積極的な購入に努めるものとする。

(販路の拡大等)

第13条 県は、中小企業者の経営革新等による経営の向上及び改善を図るため、新たな製品又はサービスの開発に対する支援、国内外において販路を拡大するための支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の販路を拡大するための支援は、中小企業者への商談の機会の提供、中小企業者がその事業基盤を県内に維持しつつ行う国内外における事業展開への支援その他の必要な措置を講ず

ることにより行うものとする。

(融資及び相談の実施等)

第14条 県は、前条に定めるもののほか、中小企業者の経営の向上及び改善を図るため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 融資及び相談の実施
- (2) 輸送条件その他の立地条件の変化に対応した産業基盤の整備
- (3) 中小企業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する取組への支援
- (4) 下請中小企業者に対する公正な取引を推進するために必要な措置

(災害の発生後における事業継続の支援)

第15条 県は、中小企業関係団体及び金融機関等と連携し、中小企業者が災害の発生後も円滑に事業を継続することができるよう、その事業継続計画の策定の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 創業並びに次世代産業の創出及び集積等

(創業の促進)

第16条 県は、創業を促進するため、創業に関する情報提供、相談、融資その他の必要な措置を講ずるものとする。

(次世代産業の創出の促進)

第17条 県は、地域における次世代産業の創出を促進するため、製品及びサービスの開発及び高付加価値化に対する支援、融資その他の必要な措置を講ずるものとする。

(企業の立地及び定着等の促進)

第18条 県は、次世代産業の集積等により地域における中小企業の発展を図るため、市町村、県内企業、大学及び金融機関等と連携し、県内への企業の立地を促進するとともに、県内に立地した企業の定着及び発展を図るため、当該企業と十分な意思疎通を図りつつ、研究開発への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地域に根差した産業の振興等

(商業及びサービス業等の振興)

第19条 県は、地域に根差した商業及びサービス業が地域社会に果たす役割の重要性に鑑み、商業及びサービス業を担う中小企業の振興を図るため、商店街に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、地域に根差した建設産業を担う中小企業の振興を図るため、その技術の向上及び継承の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地場産業の振興)

第20条 県は、食品、伝統的工艺品等に係る地場産業を担う中小企業の振興を図るため、販路の拡大、その技術の高度化及び継承の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(観光産業等の振興)

第21条 県は、地域資源を活用した観光産業を担う中小企業の振興を図るため、国内外からの誘客の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、地域資源を活用した農林水産業を担う中小企業の振興を図るため、販路の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 小規模企業者の事業の振興

(小規模企業者の事業の振興)

第22条 県は、小規模企業者の事業を振興することにより地域経済の安定、次世代産業の創出等を図るため、その事業環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5節 雇用の機会の確保等

(雇用の機会の確保等)

第23条 県は、中小企業における雇用の機会を確保するため、就業を希望する者に対する情報提供、職業紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、中小企業における労働環境の整備を促進するため、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第24条 県は、中小企業を担う人材の育成及び確保を図るため、公共職業能力開発施設の充実、中小企業者の需要に応じた職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(後継者の育成等)

第25条 県は、中小企業関係団体等及び金融機関等と連携し、中小企業者が円滑に事業の承継を行うことができるよう、その後継者の育成、後継者がいない中小企業者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第6節 産学官連携等の推進等

(産学官連携等の推進)

第26条 県は、中小企業の製品及びサービスの開発及び高付加価値化等を促進し、ひいては次世代産業を創出するため、関係機関等の連携を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携等)

第27条 県は、中小企業の振興に関し、市町村との連携を強化するとともに、市町村に対し、その中小企業の振興に関する施策についての助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動の充実等)

第28条 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解を深めるとともに、中小企業者の受注の機会の増大及び県産品の積極的な購入が図られるようにするため、広報活動の充実、優れた中小企業者の顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第29条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

(財政上及び税制上の措置)

第30条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第31条 知事は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、その概要を公表するものとする。

附 則

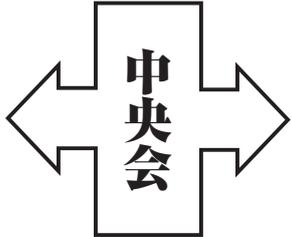
この条例は、公布の日から施行する。

事業所登録のすすめ!

利用無料

合同就職面接会は会員・組合員企業のみ参加できます

長野県中小企業団体中央会（以下「中央会」）は、若手人材を地域中小企業の戦力にするため、県内7大学等並びに様々な機関と連携して、人材確保から新人社員の定着支援・人材育成までを一貫してサポートする「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」に取り組みます。

大学等	中央会	関係機関
信州大学工学部 長野大学 諏訪東京理科大学 松本大学 清泉女学院大学 長野県工科短期大学校 長野平青学園		関東経済産業局 長野労働局 ハローワーク長野 ハローワーク松本 長野県産業労働部労働雇用課 テクノハート坂城(協) (一社)長野県情報サービス振興協会

人材確保（マッチング）

- 総務・人事担当者研修会
- 合同就職面接会 ※対象学生等：2015年3月卒業予定者及び卒業後概ね3年以内の未就職者

区分	会場	日程	特記
地域別合同就職面接会	埴科郡坂城町 坂城テクノセンター	6月20日(金)	坂城町周辺企業
連携大学等合同就職面接会	諏訪東京理科大学	7月4日(金)	各大学等の在籍学生
	清泉女学院大学	7月9日(水)	
	信州大学工学部	7月17日(木)	
	松本大学	7月23日(水)	
	長野平青学園	7月31日(木)	
長野大学・長野県工科短期大学校	8月8日(金)		
業種別合同就職面接会	長野市 ホテルメトロポリタン長野	8月18日(月)	情報系学生
学外合同就職面接会	長野市 ホテルメトロポリタン長野	9月16日(火)	連携大学等を含む県内外の大学等
	松本市 ホテルブエナビスタ	9月18日(木)	
ハローワークとの合同就職面接会	長野市 ホテルメルパルク長野	10月下旬	
	松本市 ホテルブエナビスタ	12月初旬	
学外合同就職面接会	長野市 ホテルメトロポリタン長野	12月24日(水)	

- 個別マッチング
無料職業紹介所として地域中小企業と未就職学生等のマッチングを行います。

定着支援・人材育成（早期離職防止）

- 新人社員研修会
- スキルアップ研修会
県内5箇所、新人社員のための生産管理、原価管理の基礎研修をそれぞれ夜間に開催します。

インターンシップ

連携大学等の学生の夏休み期間中のインターンシップを仲介します。

中小企業魅力発信

「ヒューマンウェブ」、学生目線の就職情報誌「きらり企業セレクション2014」で企業情報・求人情報を発信します。

登録の手順

登録申込用紙を中央会のホームページからダウンロードしてメール・FAX等でお送りください。中央会の本部・事務所でも登録申込用紙を配布しています。

【問い合わせ／お申込み先】

長野県中小企業団体中央会 人材確保・定着支援事業係 西村、西條、吉村
 〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F
 TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184 E-mail jinzai@alps.or.jp

※詳しい内容はホームページをご覧ください

長野県中央会 人材 検索

通常総会における 白紙委任状の取り扱いについて

中小企業組合士 朝間 庸介
(行政書士、登録2級建設業経理士)



大多数の中小企業等協同組合にとって、5月は通常総会開催の時期だと思います。

自らの組合の定款をよく読んでいただき、条文規定に違反しないように、慎重に準備を進めてください。

今回は総会に提出される委任状の問題、特に白紙委任状（受任する人が特定されていない書面）が提出された場合、組合としてどのように対処したらよいか、について説明します。

通常、委任状を作成するにあたっては、委任者は受任者の承諾を得ることが必要であります（民法643条）^(注1)が、白紙委任状とはその手続きがなされていない場合です。

組合では、白紙委任状を受取った場合、理事長が総会開催前までに、定款で定める人数の範囲内で、他の組合員に割り振り、その人の承諾を得ておきます。なお理事長も組合員であれば、組合員の代理権を行使できますが、一般の組合員と同様に定款で定められた人数までです。総会前までに受任者氏名が委任状に記載されている場合、その委任状は出席者数に含まれます。

時々、議長に白紙委任状の受任者の選定を任す組合がありますが、議長は総会において選任されるので、議決権数（総会の定足数）の確認の必要上、その選任前に代理人が指定されていなければならないから、議長が代理人の選定をすることはあり得ないものと解されます。又、議長に議決権行使を一任する組合も見受けられますが、議長については、そもそも総会の議決に加わる権利を有しないから、権利のない者に議決権の行使を委任することはあり得ないものと解されます。

（上記の内容は、全国中小企業団体中央会「中小企業組合質疑応答集」による。）

(注1)

民法643条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.15

中野スタンピング株式会社（中野市）

半導体産業から自動車部品へと業態転換。
さらに高難易度技術への挑戦で生き残りをかける。

半導体から自動車部品へ業態転換

中野スタンピングは1984年、精密高速プレス機によるLED用リードフレームの生産を主体に創業しました。プレスラインの充実を図り量産体制を固めるとともに、超精密金型部品の設計・製造から加工・組立まで、ICリードフレームの一貫生産体制を確立。99年には月産1億5千万個を達成するなど、精密プレス技術を固有技術に半導体分野で確固たるポジションを築き上げてきました。



インジェクションアブソーバー（エアサスペンション部品）

しかし現在、同社が主に手がけるのは自動車のターボチャージャー部品。精密金型加工技術は残して半導体から自動車部品へと業態を大きくシフトし、この分野が売上の約8割を占めます。その経緯を同社の中村千夏社長は次のように話します。

「金属の塑性加工技術などの要素技術を活かして創業しましたが、半導体産業はいわゆるシリコンサイクルがあり景気の振幅が激しい。また半導体そのものの要素技術が大きく変化したこともあり、業態転換を図ることを決断しました」

グループ会社の長野鍛工はエンジンバルブの一貫生産メーカーとして知られる存在。又、30年前から国内ターボチャージャーメーカーと共同で部品開発を手がけてきた。その技術と、同社固有の金属精密プレス技術を活かし、2007年ターボチャージャー部品の生産を開始しました。

高難易度技術への挑戦、そして海外展開

「ヨーロッパでは、自動車のターボチャージャーはスピードアップを目的とした第1段階、ディーゼルエンジンの燃焼効率を上げてCO₂を削減する第2段階を経て、燃費と環境への配慮からエンジンのダウンサイジングを図る第3段階にあります」

中村社長が話すように、急速に高まる世界的需要により各メーカーでは今熾烈なシェア争いを展開。同社は日本2社、世界でも数社という



ウエストゲートバルブ（ターボチャージャー部品）



小型ターボチャージャー（当社部品が組み込まれた小型過給機）

ターボチャージャーメーカー各社に納入し、世界トップシェアを誇る部品も生産しています。

ある取引先メーカーでは、部品の図面出図から2週間以内に試作品納入を求める「2週間プロジェクト」を推進。同社ではこれに対応すべく、ものづくり補助金を活用し、いち早く加工データを製作し加工する先端設備を導入しました。2週間以内に納品できる体制を整え、優先的に受注できるアドバンテージを獲得しています。

「自社の持つ人材、技術を如何に変化に適応させるか」と中村社長。「低コスト化が続き、既存の考え方では対応できない。生き残るためには、ものづくりの根幹から変えていかないと」。材料メーカーや大学と共同で素材開発に取り組むなど、耐熱・耐摩耗性の金属素材を加工する高度な技術を活かした難易度の高い技術への挑戦もそのひとつです。

そしてもうひとつは、海外生産。「客先から出てくれと言われればせざるを得ないでしょう」。中村社長からは覚悟が伝わってきます。

大きな業態転換を図った同社にとって、技術に関する世代ギャップが悩み。外部研修なども活用しながら若手技術者の育成に力を入れ、その成果も徐々に現れています。



中野スタンピング株式会社

代表者 代表取締役 中村千夏
創業 1984（昭和59）年9月
資本金 2,000万円
本社 中野市草間1248-5



TEL.0269-26-6619 FAX.0269-26-1822
事業内容 機械加工、金型・金型部品販売、新素材の研究開発

好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.16

株式会社サーキットデザイン (安曇野市)

無線技術に特化した製品開発をベースに新分野へ。
動物用GPS首輪で世界のマーケットをめざす。

自動車用エンジンスターターが代名詞

「無線の好きな若者がふたり、松本市内のアパートの一室で開発を始めた」

サーキットデザインの歴史を語る枕詞として欠かせない、今からちょうど40年前のエピソードです。そのふたりとは、丸山和男会長と小池幸永社長。その時手がけていたのが、8ミリカメラ用のワイヤレスマイクロフォンでした。その製品はその後、マイケル・ジャクソンも愛用したワイヤレスマイクシステムへと発展していくことになります。

同社に大きな節目が訪れたのは創業から15年後。1989年電波法改正による特定小電力の自由化を受けて手がけた、自動車用エンジンスターターの開発でした。自社ブランドで発売したこの製品は、さまざまな環境下でも確実にエンジンをスタートさせる装置として大ヒット。自社ブランド製品として販売するほか、国内ほとんどの自動車メーカーにOEM供給する同社の代名詞的製品となっています。

さらに事故後の福島第一原発でも活躍した、無線で重機を動かす産業用テレコンをはじめとする無線ユニット・無線モジュールのほか、ゴルフカートリモコンやホームセキュリティ、医療用テレメータなど、無線技術を活かしたさまざまな製品を開発・製造・販売しています。

動物用GPS首輪で世界をめざす

一方、新たに取り組んでいるのが動物用発信器です。2010年に製品化したサル用発信器を手始めに、小・中型動物用、鳥類用、水中生物用など、さまざまな野生動物の体に装着する発信器を開発。サルやイノシシなどの野生動物による人家、畑などへの被害を未然に防ぐための行動調査や、サケの遡上調査など環境アセスメント調査に活用されています。



動物用発信器



無線モジュール

この技術をベースに2014年、GPS（全地球測位システム）を活用して動物の位置を正確につかむ、中・大型動物用GPS首輪を製品化。さらにもものづくり補助金を活用し、小型動物用のGPS首輪の開発を進めています。

小型動物用は小型・軽量・長寿命が必須であり、一定期間が過ぎると自動で脱落する機構も課題。開発への取り組みについて、永田修取締役営業部長は熱のこもった口調で次のように語ります。

「野生動物だけに機器の環境は非常に過酷で、バッテリーの課題も大きい。ソーラーパネルやエリアセンシングなど工夫を凝らしながら、徹底的に試作を繰り返しています。GPS首輪は動物の絶対的な位置が分かる上、広い範囲を無人で管理できる革新的な製品。この分野で先進的なシステムをいち早くリリースし、先行する海外製に追いつき追い越し、さらに大きな市場を獲得していきたい。当社ではこれを事業の柱にしたいと考えているんです」

同社のコア技術である無線技術は「ある意味、職人技」（永田部長）。一貫して無線に取り組んできたベテラン技術者が持つ技術の継承・発展と、若手技術者の活性化をいかに図っていくかがテーマとなっています。



エンジンスターター
NEXTLIGHT



株式会社サーキットデザイン

代表者 代表取締役社長 小池幸永
創業 1974 (昭和49) 年4月
資本金 7,000万円
本社 安曇野市穂高7557-1



TEL.0263-82-1010 FAX.0263-82-1020

事業内容 エンジンスターター、プロ用ワイヤレスマイクロフォンシステム、無線モジュール、各種無線機器OEM



株式会社平田商会
代表取締役
櫻井 英彦 氏

飯田市のシンボル風越山は、市街地から約1,000メートル高い標高1,535メートルの山です。信州百名山の1つで新・花の百名山にも選定されています。学校でも登りますので殆どの市民は一度は登っています。

「かごこしやま」が正式名ですが、ふもとに風越高校が出来てから大半の市民は「ふうえつざん」と呼ぶようになりました、山中に秋葉大権現が祀ってあることから権現山と呼ぶ方もいます。山頂の看板は「風越山」「かごこしやま」「権現山」と表記されています。9合目に室町時代に建立さ

れた白山神社奥宮本殿の建造物があり、国の重要文化財に指定されています。「風越山を愛する会」が組織されており、春・新緑・夏・元旦・寒中の登山など多くの行事や、草刈りや登山道整備など行っています。飯田市教育委員会が主催する「風越登山マラソン大会」が、毎年体育の日に開催され500人前後が参加します。

私が半世紀前の高校時代に登った記憶を思い出してみます。紅葉のころ仲間数人と登りました。中間点の虚空蔵山までは急坂で喘いで登ったのですが、虚空蔵山から飯田市街が一望出来て苦しさを忘れたと記憶しています。山頂ではさらに360度の眺望が楽しめ大満足でした。帰りは名水「猿蔵の泉」へ下山しました。苦しかったことはすっかり忘れ、「延命水と猿蔵の泉」の水がとても美味しかったことを思い出します。



猿蔵の泉



(引用：信州を歩こうガイドブック 写真提供：飯田観光協会)

おすすめ
情報

風越山（飯田市 標高1,535m）

風越山の見どころ（押洞ルート）

☆風越山麓公園駐車場～秋葉大権現（約55分）

昔、猪（むじな）が住んでいたことから名付けられた「猪坂」と呼ばれるジグザグの登山道を登っていくと石灯籠のある広場へ出ます。

さらに登っていくと、晴れた日には南アルプスが見渡せ、「秋葉様（あきばさま）」と地元で呼ばれている秋葉大権現と刻まれた石碑の前に出ます。

☆秋葉大権現～風越山山頂（約100分）

分岐点で右の虚空蔵山頂へ登るルートを進むと飯田市内および南アルプスを一望できる展望台へ出ます。さらに進むと国の重要文化財に指定されている白山社奥宮があり、その奥には風越山山頂があります。

山頂は樹林に囲まれ展望はありません。

風越山
への
行き方

日本の百名山にも選定されている風越山にはいくつかの登山口がありますが、今回紹介した押洞コースの出発点である風越山麓公園駐車場へは飯田インターから車で約20分、JR飯田駅からはタクシーで約10分です。

風越山麓公園 飯田市丸山町4丁目5510-8 TEL:0265-22-4511



「業務改善助成金」の活用事例

「業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）」は、平成23年度から始まり、今年度で4年目になります。最近は、すぐに予算枠がいっぱいになってしまう注目助成金の一つです。今年度は、内容が一部変更されました。

今回は、業務改善助成金の内容と、私が毎年数社ほど支援させていただいた事例の中から、活用事例をいくつかご紹介いたします。ぜひ活用の参考になれば幸いです。

◎「業務改善助成金」制度の概要

長野県内に事業場を置き、事業場内で最も低い時間給（時間換算額）が800円未満の労働者を使用する中小企業事業主が、

- (1) 事業場内最低賃金を時間給で40円以上引き上げる計画を策定
- (2) 労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の業務改善、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正等の業務改善計画を策定
- (3) 賃金引上げ

を実施した場合に、業務改善に要した費用（10万円以上）の2分の1（常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4分の3）を国の予算の範囲内で助成する制度です。（業務改善助成金の上限は100万円、下限は5万円です）

◎活用事例

	年度	業種	助成金額	業務改善事業の内容	業務改善と認められる理由
1	23年	食品製造業	985千円	① 洗い場の増設 ② PC、プリンターの増設 ③ 就業規則作成	① 洗い場の増設により、作業効率が向上 ② PC、プリンターの増設により事務処理効率が向上
2	23年	美容業	341千円	① 促進機の増設 ② スパ機器の導入 ③ 就業規則作成	① ② 施術時間短縮が図られ、労働効率が向上
3	24年	クリーニング業	833千円	① 回収配達用車両の導入 ② 就業規則作成	① クリーニング業務に回収・配達サービスを付加することで販路拡大および業務効率が向上
4	25年	金属製品製造業	1,000千円	① 切削加工設備の増台 ② 就業規則作成	① マシニングセンタの増台により、生産性が向上
5	25年	青果物仲卸業	1,000千円	① 配達用軽車両の増車 ② PC増設 ③ 就業規則作成	① 配達用軽車両の増車により営業及び配達業務の効率が向上 ② PCの増設により事務処理効率が向上

当組合は、今年9月22日にて創立50周年を迎えます。上田市内に散在していた卸売業者が直面する店舗・倉庫の狭隘化、駐車難等の問題を解消するとともに、経営の合理化・近代化を図り、流通を通じて地域経済発展に寄与するために協同組合を設立したものです。

創立50周年記念イベントへのご参加のお願い

創立50年の節目として、今秋に下記の通り地域住民を対象とした記念イベントを計画しております。ぜひこのイベントをPRの場、物品販売の場としてご活用ください。

1. 日 時 平成26年10月5日（日）午前10:00～午後3:00
2. 会 場 上田卸団地内（内容によりロケーション割します）
3. 参加料 なし
4. 広 報 市広報紙、地域紙、折込チラシ等
5. 申込方法 郵送かFAXにてお申し込みください。
締め切りは6月30日（月）とさせていただきます。（期日厳守）
6. その他 ①飲食等で保健所への届出が必要な場合は出店者側で必ずお願いします。
②出店許可の採択は実行委員会にて判断させていただきます。

「卸会館」の新しい愛称を募集します

上田卸商業協同組合は50周年を迎える今年、「先人たちが積み上げてきた過去を振り返り、未来へのメッセージを伝える。」の趣旨のもと、新たな50年に向けて「卸会館」の新しい愛称を募集します。地域に根差し広く皆様に愛される施設を目指してまいります。

1. 応募要件 ①幅広い世代から親しみの持たれるもの。
②第三者の著作権、商標権を侵害しないもの。
2. 応募資格 不問（応募数は1人1作品までとします）
3. 応募方法 ①インターネットの場合：当組合のホームページの応募サイトから応募
できます。
②郵送の場合：官製はがき又は封書により下記応募先にご郵送ください。
③ファックスの場合：下記応募先のファックス番号にお送りください。
4. 記入事項 ①施設の愛称（ふりがな）②愛称の意味・理由 ③住所 ④氏名（ふりがな）
⑤性別 ⑥年齢 ⑦職業 ⑧電話番号
5. 応募期限 平成26年6月30日（月）必着
6. 発 表 平成26年10月17日（金）の記念式典の席上で発表致します。
7. 賞 採用作1点：賞金5万円（同名多数の場合は抽選とします）
8. その他 応募作品は返却しません。
採用作品の使用権は上田卸商業協同組合に帰属します。
個人情報適正に管理し、今回のみの使用とします。
9. 応募先 上田卸商業協同組合 「卸会館愛称募集係」
〒386-0041 長野県上田市問屋町510-2
TEL 0268-22-6649 FAX 0268-22-6714
E-mail:info@ueda-oroshi.or.jp <http://www.ueda-oroshi.or.jp>



平成26年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会開催のお知らせ

日時 平成26年5月21日(水) 14時
場所 ホテルメトロポリタン長野

- 第1号議案 平成25年度事業報告承認の件
第2号議案 平成25年度収支決算並びに剰余金処分(案)承認の件
———監査報告———
第3号議案 平成26年度事業計画(案)決定の件
第4号議案 平成26年度収支予算(案)決定の件
第5号議案 平成26年度会費賦課基準(案)決定の件
第6号議案 任期満了に伴う役員・総代改選の件
第7号議案 創立60周年記念式典の開催の件
第8号議案 中小企業団体全国大会(平成29年度)立候補の件
第9号議案 その他特別に議する件

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いします。



自動車税納期内納付 促進キャンペーン

平成26年度の自動車税の納期限は6月2日(月)です。

自動車税は毎年4月1日に自動車をお持ちの方に納めていただく税金です。自動車税納税通知書が届きましたら、お近くの金融機関、農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、又は地方事務所税務課で納期限までに納めてください。

納税通知書には「納税証明書」がついています。これは自動車の継続検査(車検)に必要なとなりますので、車検証と一緒に大切に保管しておきましょう。

長野県(地方事務所)

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも**退職金制度!**
「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。
【お問合せ先】(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2014

5

No.450

第450号 平成26年5月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

その先の夢へ 中小企業とともに。



商工中金

個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定
(当金庫内比較)

固定金利の半年複利
(元本保証)

1年、2年、3年から
期間が選べる

安心、確実、お得に増やす

定期預金

マイハーベスト

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町 1483-11 TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手 1-14-6 TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央 2-1-27 松本本町第一生命ビル1F TEL:0263-35-6211

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金